

# 2025年度事業計画書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

特定非営利活動法人 岡山きずな

## 1 事業実施の方針

2025年度は、前年度の実績をふまえさらに各事業の充実を図り、ホームレス状態にある人々だけではなく生活困窮状態にある人々の必要に応えられる事業を展開する。そして、事業それぞれに多くのボランティアが関わることで、活動の社会的意義を広く理解してもらう機会とする。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
ホームレス状態にある人々への応急支援護支援事業	ホームレス状態にある人々のいのちを支えるために毎週炊き出しを行い、必要な生活用品市販薬等を提供する。年末年始には1週間続けて炊き出しを行う。また、入浴、洗濯のサービスを提供する。	通年 (週1回)	安楽亭(当法人が借り上げている施設)	各回15名	ホームレス状態にある人々(各回40名)	1,500
ホームレス状態にある人々への相談事業①	借金等で悩んでいる方を対象に法律家を招き、具体的な解決策を考える。	随時	安楽亭(当法人が借り上げている施設)	各回2名	ホームレス状態にある人々の希望者(各回5名)	10
ホームレス状態にある人々への相談事業②	社会保険労務士を招き、年金の受給についての知識を学び、また、個別に相談する場を設ける。	随時	安楽亭(当法人が借り上げている施設)	各回1名	ホームレス状態にある人々の希望者(各回5名)	10
ホームレス状態にある人々への相談事業③	医療機関との協働で健康相談を行い、必要に応じて医療機関につなげる。	通年 (月1回)	安楽亭(当法人が借り上げている施設)	各回3名	ホームレス状態にある人々の希望者(各回5名)	20
ホームレス状態にある人々への自立支援事業①	ビッグイシュー日本の委託を受け、ビッグイシュー販売者の自立を支援する。また、ビッグイシューの配達業務を、様々な課題を抱えて一般就労が困難な困窮者が担うことで、中間的就労の場とする。	随時	市内各所	延べ2名	ホームレス状態にある人々、生活困窮者(延べ3名)	10

ホームレス状態にある人々への自立支援事業②	毎週月曜日に、ホームレス状態にある人々、自立者、ボランティアを中心に自由に語り、食事を取り、安らげる場所を設けると共に、人間関係作りを行う。	通年 (週1回)	安楽亭(当法人が借り上げている施設)	各回10名	ホームレス状態にある人々、居宅生活している自立者の希望者(各回40名)	1,250
自立した人々への地域定着のためのパーソナルサポート事業①	地域に住む生活困窮者の早期発見と支援に取り組む。地域に居場所を作り、地域生活の安定化を図る。	通年 (週4回)	安楽亭 (当法人が借り上げている施設)	延べ10名	地域に住む生活困窮者(延べ30名)	1,000
自立した人々への地域定着のためのパーソナルサポート事業②	生活困窮者だけでなく、子どもから大人、高齢者、地域に住む人びとを含めて、食を通じた居場所づくりを様々な機関と連携して行い、社会的孤立を防止する。	通年 (週5回)	安楽亭 (当法人が借り上げている施設)	各回5名	地域に住む生活困窮者や子ども、高齢者 (各回15名)	4,000
ホームレス状態にある人々の実情把握による支援事業	夜間に市内(特に駅周辺、河川、図書館、ネットカフェ、街中等)を巡回し、岡山における現状を把握すると共に、チラシ配布等を行い支援活動の情報を提供する。	通年 (週1回)	市内各所	各回5名	ホームレス状態にある人々の希望者(各回30名)	800
行政及びホームレス支援団体等との協働による支援事業	岡山市等の委託事業として、生活困窮者自立支援施設の運営を行う。	通年	ひびき(当法人が借り上げている施設)	延べ6名	ホームレス状態にある人々の希望者(延べ100名)	42,000
行き場のない刑務所出所者等への自立支援事業	保護観察所に登録し、自立準備ホームの運営をおこなう。	通年	なごみ (当法人が借り上げている施設)	延べ2名	行き場のない刑務所出所者等(延べ25名)	4,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業の調査・準備をおこなう。	通年	市内各所	延べ1名	障害者福祉サービスが必要な人々(延べ5名)	50
入居支援事業(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく事業を含む)	賃貸住宅への入居に関する相談、情報提供および入居後の生活の安定・向上に関する相談、情報提供をおこなう。	通年	市内各所	延べ1名	住宅確保が必要な人々(延べ10名)	1,600

その他第3条の目的 を達成するためには、 必要な事業	日常生活支援住居施設の運営を行 う。	通年	かなで(当法 人が借り上げ ている施設)	延べ10名	単独では居宅での 生活が困難な人々 (20名)	18,000
----------------------------------	-----------------------	----	----------------------------	-------	-------------------------------	--------